2.4　二の副試料は、付録Ⅴの注2に定める特定の試験方法に従い連続して試験する。この検証手続の適用上、試験の分析の結果は、それぞれ「A」及び「B」という。

.1　「A」及び「B」の結果が試験方法の併行精度（r）の範囲内にある場合には、当該結果は、有効なものとみなす。

.2　「A」及び「B」の結果が試験方法の併行精度（r）の範囲内にない場合には、双方の分析結果を却下するものとし、試験機関により新たな二の副試料が採取され、及び分析されるべきである。試料瓶は、新たな副試料が採取された後、2.3の規定に従って再封印されるべきである。

2.5　「A」及び「B」の結果が有効な場合には、これら二の結果の平均値が計算され、これを「X」という結果とする。

.1　「X」の結果がこの附属書Ⅵによって要求される限度の値に等しいか又はこれを下回る場合には、燃料油は、要件を満たすものとみなす。

.2　「X」の結果がこの附属書Ⅵによって要求される限度の値を上回る場合には、検証手続の第二段階が実施されるべきである。ただし、「X」の結果が仕様の限度の値を〇・五九R（Rは試験方法における再現性）のみ上回る場合には、燃料油は、適合していないものとみなされ、更なる試験を必要としない。

3　検証手続の第二段階

3.1　2.5.2の規定に従い検証手続の第二段階が必要な場合には、権限のある当局は、MARPOL試料を他の認可された試験機関に送付する。

3.2　MARPOL試料を受領した場合には、試験機関は、

.1　2.3.3の規定によって適用される再封印番号及び試料標章の詳細を試験記録に記録する。

.2　MARPOL試料から二の副試料を採取する。

.3　MARPOL試料を再封印し、及び新たな封印の詳細を試験記録に記録する。

3.3　二の副試料は、付録Ⅴの注2に定める試験方法に従い連続して試験する。この検証手続の適用上、試験の分析の結果は、それぞれ「C」及び「D」という。

.1　「C」及び「D」の結果が試験方法の併行精度（r）の範囲内にある場合には、当該結果は、有効なものとみなす。

.2　「C」及び「D」の結果が試験方法の併行精度（r）の範囲内にない場合には、双方の分析結果を却下するものとし、試験機関により新たな二の副試料が採取され、及び分析されるべきである。試料瓶は、新たな副試料が採取された後、2.3の規定に従って再封印されるべきである。

3.4　「C」及び「D」の結果が有効であり、かつ「A」「B」「C」及び「D」の結果が試験方法の再現性（R）の範囲内にある場合には、試験機関は、当該結果の平均値を算出し、これを「Y」という。

.1　「Y」の結果がこの附属書Ⅵによって要求される限度の値と等しいか又はこれを下回る場合には、燃料油は、要件を満たすものとみなす。

.2　「Y」の結果がこの附属書Ⅵによって要求される限度の値を上回る場合には、燃料油は、附属書Ⅵが要求する基準を満たさないものとする。

3.5　「A」「B」「C」及び「D」の結果が試験方法の再現性（R）の範囲内にない場合には、主管庁は、すべての分析結果を破棄し、その裁量により、すべての試験過程を繰り返すことができる。

3.6　検証手続から得られた結果は、最終的なものとする。

○厚生労働省告示第二百七十号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項及び第八条並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十七第二項、第四条の十八第二項、第八条、第八条の三第二項、第八条の六第二項及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第三条の二第一項中「第四条の十五第一項」を「第四条の十七第一項」に、同条第二項中「第四条の十五第二項」を「第四条の十七第二項」に改める。

第三条の三第一項中「第四条の十六第一項」を「第四条の十八第一項」に、同条第二項中「第四条の十六第二項」を「第四条の十八第二項」に改める。

様式第1号（裏面）〔注意〕2中「こと。」の下に「ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。」を加え、同3を削り、同4中「こと。」の下に「ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。」を加え、同4を同3とし、同5中「⑪適用される除外率」を「⑧適用される除外率」に改め、同5を同4とし、同6を同5とし、同7中「みなし」の下に「重度身体障害者以外の身体障害者、重度知的障害者以外の知的障害者又は」を加え、「短時間勤務職員については、1人につき」を「短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は」に改め、同7を同6とし、同8中「①欄」を「①c欄」に、「②欄」を「②f欄」に、「⑪適用される除外率」を「⑧適用される除外率」に、「⑫法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」を「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」に、「⑬障害者計」を「⑩障害者計」に改め、同8を同7とし、同9から同17までを1つずつ繰り上げる。

様式第1号の二（裏面）〔注意〕2中「こと。」の下に「ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。」を加え、同3を削り、同4中「こと。」の下に「ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。」を加え、同4を同3とし、同5中「⑪適用される除外率」を「⑧適用される除外率」に改め、同5を同4とし、同6を同5とし、同7中「みなし」の下に「重度身体障害者以外の身体障害者、重度知的障害者以外の知的障害者又は」を加え、「短時間勤務職員については、1人につき」を「短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は」に改め、同7を同6とし、同8中「①欄」を「①c欄」に、「②欄」を「②f欄」に、「⑪適用される除外率」を「⑧適用される除外率」に、「⑫法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」を「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」に、「⑬障害者計」を「⑩障害者計」に改め、同8を同7とし、同9から同17までを1つずつ繰り上げる。